**「仙台市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業業務委託」に係る**

**公募型プロポーザル実施要領**

第１ 募集事項

１ 委託業務名

仙台市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業業務委託

２ 業務の目的

物価高騰による市民の負担増を踏まえ、所得税、個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方への給付金の支給事務を実施するもの。

３ 履行期間

契約締結の日から令和７年３月31日（月）まで

４ 業務内容

別紙「仙台市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業業務委託基本仕様書」（以下、仕様書）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託候補者との協議の中で変更する場合がある。

５ 委託契約上限額

510,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第２ 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

１ 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

２ 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。

３ 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第２条第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。

４ 地方自治法施行令167条の４第１項各号に該当する者でないこと。

５ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

６ 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）

７ 共同企業体にあっては 、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。

ア 全ての構成員が、上記1から7に掲げる条件を満たしていること。

イ 構成員が本案件における他の共同企業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。

ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。

エ 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同企業体を成立させていること。

オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。

カ 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

第３ スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| （１）募集開始 | 令和６年3月25日（月） |
| （２）質問書提出期限 | 令和６年３月29日（金）17時締切 |
| （３）参加表明書提出期限 | 令和６年4月10日（水）17時締切 |
| （４）企画提案書提出期限 | 令和６年4月17日（水）17時締切 |
| （５）プレゼンテーション | 令和６年４月23日（火）予定 |
| （６）最優秀提案者決定 | 令和６年４月26日（金）予定 |
| （７）契約締結 | 令和６年５月下旬予定 |

第４ 応募手続

１ 応募にあたっての質問及び回答

（１）受付期限

令和６年3月29日（金）まで

（２）受付方法

① 質問項目を質問票（様式第１号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。

② 電子メールの題名の最初に、「仙台市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業業務委託への質問」と明記すること。

③ 電子メール送信後、未受領を防止するため電話で税制課にメール着信を確認すること。

（３）提出先

「第６ 問合せ及び提出先」のとおり。

（４）回答方法

回答は、令和６年4月4日（木）までに仙台市ホームページに掲載する。

２ 参加表明書の提出

（１）提出書類

① 参加表明書（様式第2号） 1 部

② 業務実績調書（様式第4号） 1 部

・ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・ 過去 2 年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

③ 誓約書(様式第5号)　1 部

④ 会社概要 1 部

⑤ 市税納付状況確認同意書（様式第6号） 1 部

⑥ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納の税額がないことの証明書〕 1 部

※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

⑦ 共同企業体結成に係る届出書　（様式第3号）（共同企業体の場合のみ）1 部

（２）提出期限

令和６年4月10日（水）17時まで（必着）

（３）提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

（４）提出先

「第６ 問合せ及び提出先」のとおり。

（５）参加の辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限である令和６年4月17日（水）17時までに「参加辞退届（様式第10号）」を提出すること。

３ 企画提案書等の提出

（１）提出書類

① 配置予定担当者調書（様式第7号）　１ 部

② 協力業者調書 （様式第8号）（必要に応じて）　１ 部

③ 企画提案提出書（様式第9号）　１ 部

④ 企画提案書　 15 部

（A4 版片面印刷。※事業費見積書含む）

（２）提出期限

令和６年4月17（水）17時まで（必着）

（３）提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

４ 企画提案書作成に関する留意点

（１）企画提案書の作成は仕様書を熟読し作成すること。

（２）提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

（３）提出期限後の提出及び再提出は認めない。

（４）虚偽の記載をした提案及び上記第１の５に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

（５）提出された提案書等は返却しない。

（６）提案書等に使用する言語は日本語とする。

５ 提案の審査及び契約の方法

（１）提案審査

提案者については、下記によりプレゼンテーションを実施するものとする。

1. 実施日時及び場所

日時：令和６年４月23日（火）午前9時（予定）

場所：仙台市青葉区二日町1-1市役所北庁舎4階

開始時刻や会場等の詳細は、提案書を提出した事業者に対して別途通知する。尚、事前に提出された書類による一次審査を行い、提案審査へ進む事業者へ開始時刻や会場等の詳細と合わせ通知することとする。一次審査により落選となった事業者へは、その旨通知することとする。

1. 方法等

・提案者ごとに提案内容説明(20分以内)

・質疑応答(15分程度)

・提案者側の出席は、３名以内とする。（総括責任者の出席は必須）

1. その他

・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案や

資料は認めない。

・機材等を使用する場合は、実施日の２日前までに申出を行い、許可を得ること。

・プレゼンテーションは非公開とする。(他の提案者のプレゼンテーションを見る

ことは不可とする。)

（２）審査方法

① 「仙台市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業業務委託」に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、公正な審査を行うものとする。

② 上記第２に示す応募資格について、提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。

③ 審査項目については、評価項目表(別紙)によるものとする。

④ 評価項目表の採点を合計した結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の受託候補者として選定する。

　　ただし、上記受託候補者との協議が不成立となった場合や、上記受託候補者が辞退した場合は次点の者を受託候補者とする。

※合計評価点が同点の場合は、業務実施評価（技術点）の２,４,６の評価点が高いものを上位とする。

⑤ 審査結果については、全提案者に対して電子メールで通知する。

（３）選定されなかった場合の理由説明

提案が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により選定されなかった理由を求めることができる。

仙台市は、非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

（４）契約の方法

① 受託候補者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。

② 契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、本市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

③ 協議が整った後に、受託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。

第５ その他

（１）提出された提案書に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、仙台市が必要と認める場合は、無償で使用できるものとする。

（２）契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。

第６ 問合せ及び提出先

〒980-8671仙台市青葉区二日町1-1市役所北庁舎4階

仙台市財政局税務部税制課（定額減税調整給付担当）

電話：022-214-8622

FAX：022-268-4319

電子メール：zai003110@city.sendai.jp